



令和8年1月20日
中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

木曽川水系多度川において 所有者不明の不法係留船1隻を強制撤去します

～これにより多度川の不法係留船が0になります～

揖斐川の支川である多度川では、過去に約20隻の不法係留船が存在しました。木曽川下流河川事務所では平成20年頃から本格的に不法係留船対策に取り組み始め、徐々に不法係留船は減少しています。多度川でも対策が進み、令和8年1月現在、最後の1隻となりました。この船舶は所有者を特定することが困難であるため、この度、河川法第75条第3項に基づき簡易代執行（所有者不明の工作物の強制撤去）を行うことにしました。これにより多度川から船舶の係留がなくなり、河川の本来の姿を取り戻すことになります。

- 日 時 令和8年1月26日（月） 10:00～（1時間程度）
※ 悪天候の場合は翌日の同時刻に順延
- 場 所 三重県桑名市多度町上之郷地先（二郷橋北側）
- 添付書類 別紙「多度川における簡易代執行の概要」
- 取材登録 「Microsoft Forms」に、報道機関名、氏名等を登録してください。
(登録先) <https://forms.office.com/r/nYaGJEAQ0B?origin=lprLink>
(締め切り) 令和8年1月23日（火）15時まで
(登録先 QRコード)
- 配 布 先 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、桑名市政記者クラブ

(問合せ先)

中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

副所長 森下 哲也 占用調整管理官 西堀 正

T E L 0594-24-5718 (直通)

1. 位置図



2. 簡易代執行の概要

多度川では平成初期に約20隻の不法係留船が存在していましたが、木曽川下流河川事務所の不法係留船に対する取り組み等の中で徐々に数を減らし、令和7年4月時点で5隻にまで減少しました。5隻の船舶について所有者調査を進め一部の船舶の所有者を特定し撤去するよう指示した結果、令和8年1月現在、残り1隻となりました。この船舶は所有者を特定することが困難であるため、今回、簡易代執行により河川管理者が撤去いたします。



平成30年12月12日の簡易代執行
(揖斐川左岸：海津市海津町油島地先)

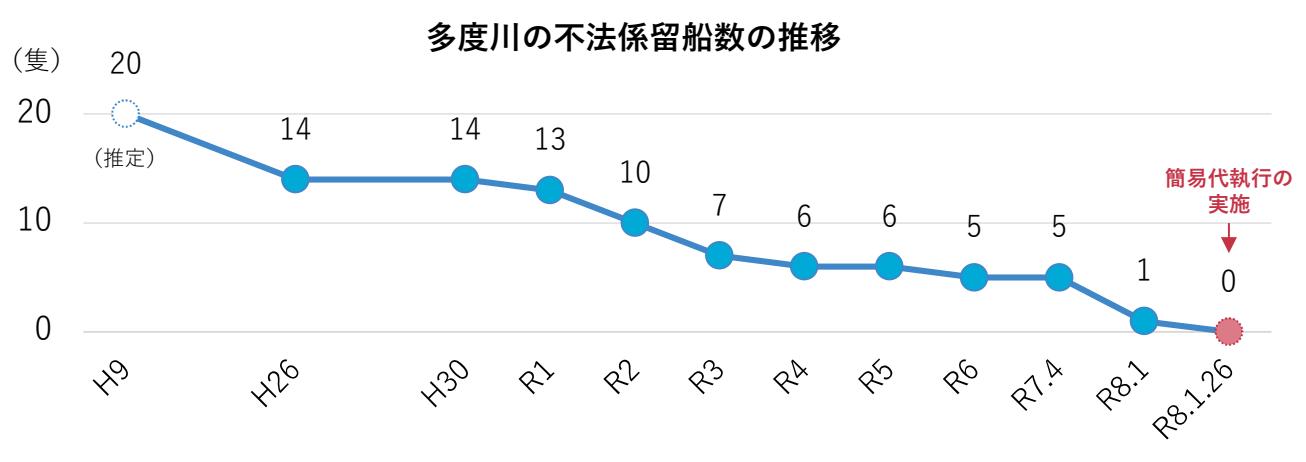
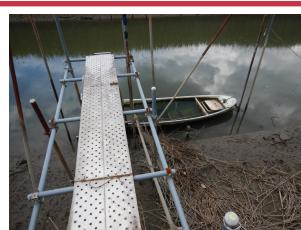
簡易代執行対象船舶

二郷橋の橋の下に放置されているため、人力で移動させた後、左の参考事例のようにクレーンで引き上げる予定です。

簡易代執行（河川法第75条第3項）

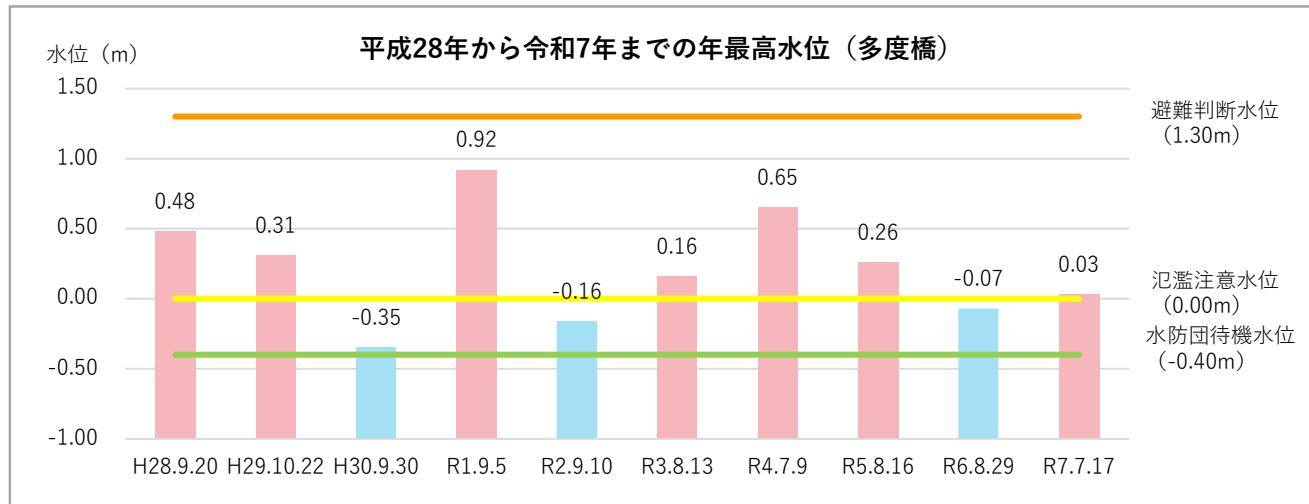
措置を命じようとする相手が特定できないとき河川管理者が自らその措置を行うこと。

3. 多度川の不法係留の推移



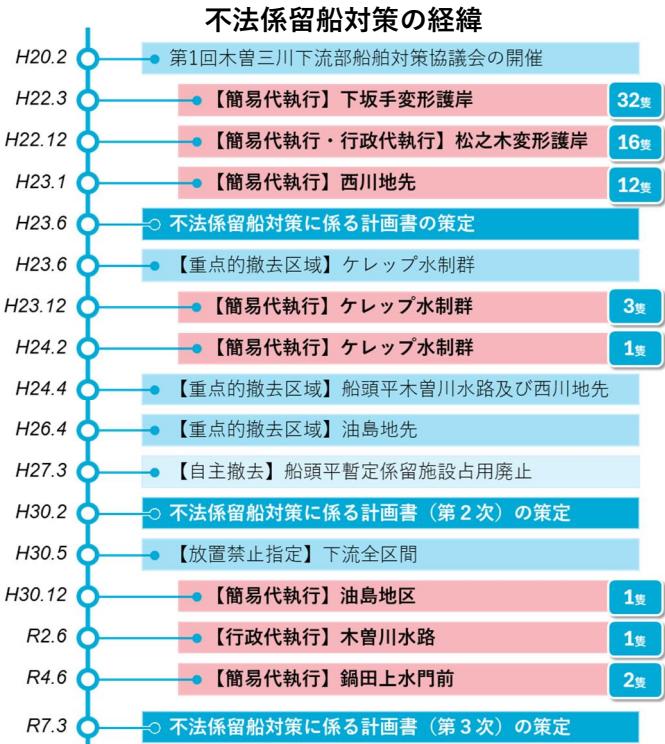
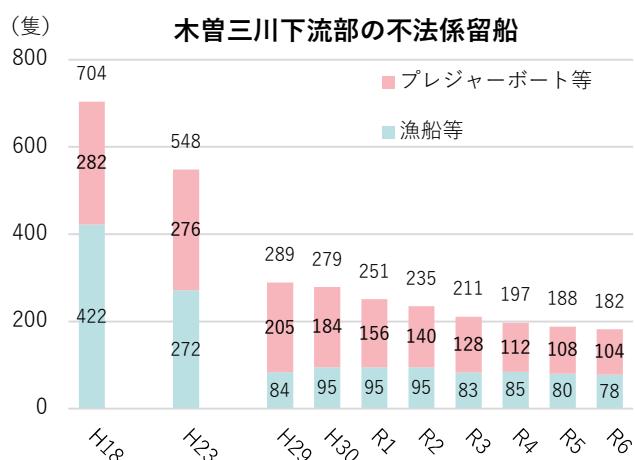
4. 対策の必要性

多度川は過去10年間で7回も氾濫注意水位を超過するほど水位が上がりやすく、係留している船舶が流出する危険性が高い河川です。流出すると下流に設置された橋梁や樋管などに衝突し損傷させるおそれがあり非常に危険です。



5. 木曽三川下流部の取り組み

木曽川下流河川事務所では、計画的な不法係留船対策のため、平成20年に「木曽三川下流部船舶対策協議会」を設立、平成23年には「不法係留船対策に係る計画書」を策定しました。その結果、平成18年に704隻が確認された不法係留船は500隻以上減少し182隻（令和6年）となりました。



※右側の隻数は行政代執行または簡易代執行により強制撤去した船舶の数